

1 高槻市総合交通戦略について

1 - 1	背景と目的	2
1 - 2	位置付け	2
1 - 3	目標年次	3
1 - 4	対象区域と交通手段	3

1-1 背景と目的

私たちは普段、通勤・通学、あるいは買物や娯楽などの所用があるとき、鉄道、バス、タクシー、自動車、二輪、徒歩など様々な手段を用いて移動します。「交通」とは、仕事や買物などの本来の目的を達成するために移動することで、目的達成になくてはならないものであり、私たちが健康で豊かなくらしを送るため、あるいは活発な経済活動を営むためには、交通に様々な要素が求められます。

このような中、我が国では平成25年12月に「交通政策基本法」が公布され、「日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等」、「高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動」、「交通の利便性向上や円滑化」、「地域の活力の向上」、「まちづくりの観点」などの施策の方向性が示されています。

一方、本市は、大阪と京都の中間に位置し、市内には国道171号及び170号といった主要幹線道路や、JR東海道本線の新快速及び阪急京都線の特急が停車する駅があるなど、広域的な交通の要衝となっています。さらに、鉄道駅から各地域へのバスネットワークや放射・環状方向の道路網などにより、市民生活や事業所活動を支える交通体系が一定確保されています。

しかし、近年の人口減少や超高齢社会の本格的な到来などの社会情勢の変化への対応、多様化する市民ニーズへの対応、さらには、これらを踏まえた持続可能な都市構造を支える交通体系の確立が求められています。

以上の背景を踏まえ、国土交通省が交通事業とまちづくりの連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものとして都市・地域総合交通戦略を位置付けており、それに基づく本市の戦略として、「高槻市総合交通戦略」を策定するとともに、目指すべき将来都市像を実現するための交通面での施策を推進することとしました。

1-2 位置付け

本戦略は、上位計画となる「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」を交通面から支えるものです。また、「高槻市都市計画マスタープラン*」や「立地適正化計画（策定中）」といった都市づくりの方針と連携するとともに、様々な交通関連計画の上位に位置付けられる計画です。

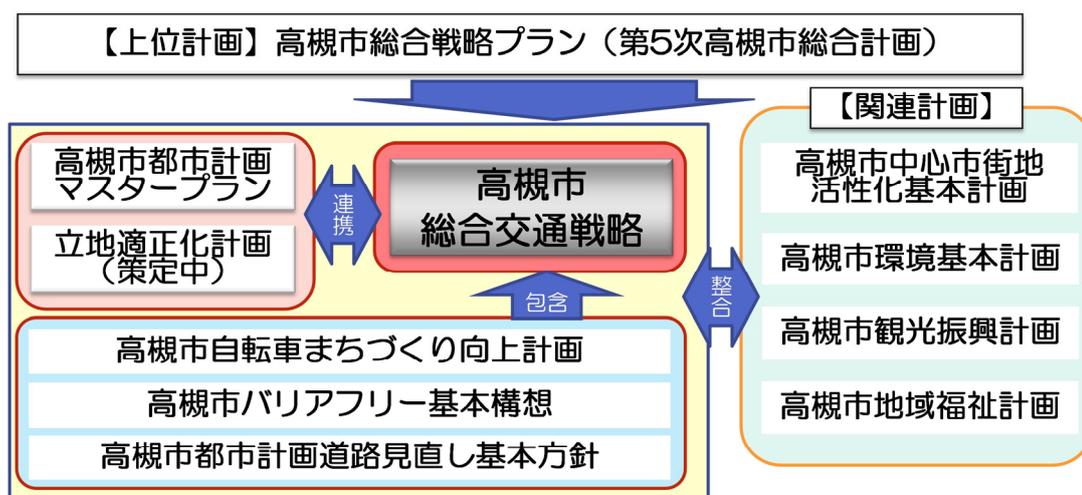


図 1-1 本戦略の位置付け

※本戦略では、用語の意味が分かりにくい語句について、「参考資料 3 用語集」に説明を記載しています。（当該語句に「*」を記載）

1-3 目標年次

本戦略に示す短期的な交通施策は、3年後の平成30年度を目標年次とします。中期的な交通施策は、都市の発展・成熟を想定して10年後の平成37年度を目標年次とし、合わせて、社会・経済情勢の変化に対応した次期計画を策定する予定です。

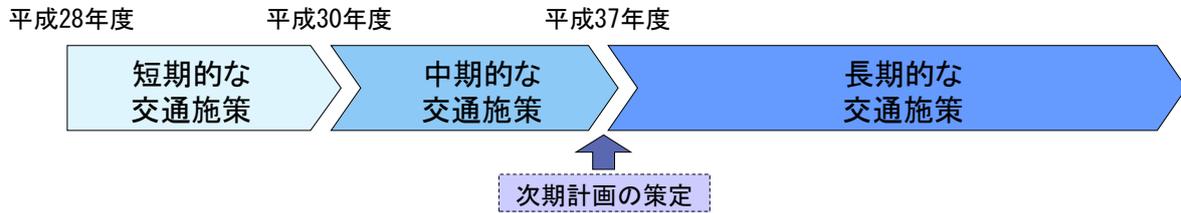


図 1-2 目標年次

1-4 対象区域と交通手段

本戦略の対象とする区域は、高槻市全域とします。

また、対象とする交通手段は、鉄道、バス、タクシー、自動車、二輪、徒歩に加えて、これらの交通結節点*とします。



図 1-3 対象とする交通手段